

どんなサービスが受けられるの？

福祉サービスの利用援助

福祉サービスを、あんしんして
利用できるように、お手伝いします。

- ◎さまざまな福祉サービスの利用に関する情報の提供、相談。
- ◎福祉サービスの利用における申し込み、契約手続きの代行、代理など。
- ◎福祉サービスの利用料金の支払い手続き。
- ◎福祉サービスの苦情を解決するための手続き。



日常的金銭管理サービス

毎日の暮らしに欠かせない
お金の出し入れを
お手伝いします。

- ◎年金及び福祉手当の受領に必要な手続き。
- ◎病院への医療費の支払い手続き
- ◎税金や社会保険料、電気、ガス、水道等公共料金の支払い手続き。
- ◎日用品購入代金の支払い手続き。
- ◎預貯金の出し入れなどの手続き。



書類等の預かりサービス

大切な印鑑や証書などを
安全な場所でお預かりします。

保管を希望する重要な証書類をお預かりします。

◆保管できる証書類(例)

- ◎年金証書
- ◎預貯金通帳
- ◎証書(保険証書、不動産権利証、契約書など)
- ◎印鑑



地域福祉権利擁護事業

こんなことでお困りの方を
応援します。

自分の判断能力に不安がある方や、福祉サービスの利用の仕方がわからなかったり、預貯金の出し入れなどにお困りの方を対象としています。

※たとえば、認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者など判断能力が十分でない方です。

さまざまな場面で
「あんしん」をご提供します。

地域福祉権利擁護事業は、みなさまが安心して地域で暮らせるように、福祉サービスの利用手続き、公共料金などの支払い手続き、大切な書類の保管などをお手伝いします。サービスをご利用いただく際には、ご本人と一っしょに支援計画を作成し、サービスをご提供します。このサービスには利用料がかかります。

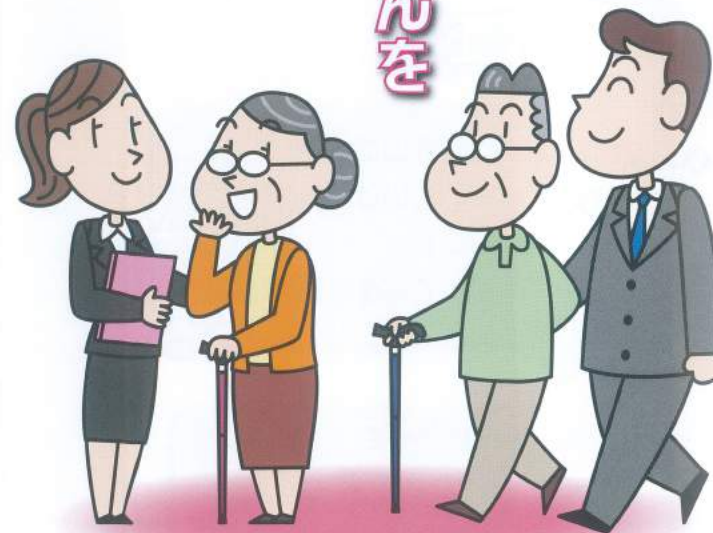
■料金表

援助内容		料金
①福祉サービスの利用援助	通帳をご本人が管理される場合	1回1時間まで、1,000円 (1時間を超えた場合には、30分ごとに500円を加算いたします)
	通帳をお預かりする場合	1回1時間まで、2,500円 (1時間を超えた場合には、30分ごとに500円を加算いたします)
③書類等の預かりサービス		1ヶ月 1,000円

お問い合わせ先：社会福祉法人 奥多摩町社会福祉協議会
東京都西多摩郡奥多摩町氷川199番地
TEL 0428-83-3855
FAX 0428-83-2567

地域福祉権利擁護事業

おてつだい
くらしのあんしんを



社会福祉法人 奥多摩町社会福祉協議会

どんな人が利用できるの？

介護保険関係の書類が
たくさんくるけど、
どう手続きしたら
いいかわからない方



福祉サービスを使いたいけど、
どうすればいいか
わからない方



銀行に行って生活費の
引き出しや支払いなど、
一人では自信がない方



計画的にお金を
使いたいけど
いつも
迷ってしまう方



最近物忘れが多くて
預金通帳を
ちゃんとしまっただけ
いつも心配な方



サービスの利用手続きはどうすればいいの？

お困りの方は…▶▶▶▶▶

相談の受付

相談
打ち合わせ

契約書・支援計画の
作成

契約

サービスの開始

1 まず、^{しゃかい ふく しきょうぎ かい}社会福祉協議会^{れんらく}にご連絡ください。

ご本人以外でも、ご家族など身近な方、各種センター、民生委員などを通じてのお問い合わせにも対応します。



2 ^{たんとどう しゃ}担当者がおうかがいします。

専門的な知識を持った専門員がご自宅等を訪問し、親身になってご相談に応じます。ご相談にあたってはプライバシーに配慮し、秘密は必ず守ります。お気軽にご相談ください。



3 ^{こま}お困りのことを^{いっしょ かんが}一緒に考え、^{し えんけい かく}支援計画をつくりします。

福祉サービスを利用したいけれど、どうしたらよいかよくわからないなど、お困りのことと、ご希望をお聞きます。その後、契約内容・支援計画をご提案します。



4 ^{り よう けい や く}利用契約^{むす}を結び、^{かい し}サービスが開始されます。

ご納得いただければ、ご本人と社会福祉協議会とが利用契約を結びます。ご契約のあと、支援計画にそって、生活支援員がサービスをご提供します。



わたしたち、^{しゃかい ふく しきょうぎ かい}社会福祉協議会^{てつだ}が
お手伝いします。

地域福祉権利擁護事業は、社会福祉協議会が実施しています。
社会福祉協議会は、地域の住民や、福祉・保健などの関係者、行政機関、ボランティアなどによって構成される、地域福祉を推進する公益性の高い非営利組織で、ご相談やサービスのご提供のため、社会福祉協議会(基幹社協)で働く「専門員」、「生活支援員」がみなさまのところにうかがいます。サービスにご不満のあるときは、いつでも解約できます。

^{せん もん いん}「専門員」
^{やく かり}の役割



悩みごとのご相談を受けて、ご本人の意向をもとに適切な支援計画を作成し、サービス提供までのお手伝いをします。

^{せい かつ し えん いん}「生活支援員」
^{やく かり}の役割



契約の内容に沿って、定期的に訪問します。福祉サービスの利用手続き、預貯金の出し入れをお手伝いします。